

長崎県立大学認定校留学制度応募要項

長崎県立大学 国際交流研究センター

本制度は、本学の学生個人が交換留学制度によらず、学位授与権を有する海外の大学を選定し、教育上有益な目的をもった留学計画に対し、本学が留学として正式な認定をする制度です。認定校留学として本学の認定を受けた場合、学籍や単位認定及び履修科目等について協定校への交換留学制度に準じた取り扱いとなります。

1. 目的 教育上有益と認められるものであり、国際人として必要なコミュニケーション能力（英語、中国語）及び国際感覚の向上に繋がるものであること。
2. 資格 本学に所属する学部生で留学時在学2年目以上のもの。
3. 対象機関 学士の学位授与権のある大学（※短期大学、専門学校、語学学校は対象外とする。）であること。なお、留学終了後に単位認定を行う際に必要となる成績証明書等の書類の発行が可能な大学であること。
4. 期間 原則として、半年以上、1年以内。
5. 学籍 認定校留学においては、留学期間を本学の在学期間として参入する。
6. 単位認定 本学学則により認定する。ただし、科目によってはできないものもある。
7. 語学要件 次の各号に掲げるとおりとする。
(英語) TOEIC(TOEIC IP 含む)600点以上、TOEFL-iBT 61点以上、TOEFL PBT 500点以上、
英語検定準1級以上
(中国語)中国語検定3級以上、TECC460点以上、HSK4級以上
ただし、一般社団法人日本スタディ・アブロード・ファンデーション(JSAF)が提供するプログラム留学である場合は、JSAF協定大学の語学能力基準を満たしている者であること。
8. 申請手続き 提出期限までに以下の書類を事務局に提出すること。
佐世保校：企画広報課企画広報グループ
シーボルト校：総務企画課企画グループ
 1. 認定校留学許可申請書
 2. 誓約書・同意書
 3. 留学の目的等を記載した小論文
 4. 語学力を証明する書類
 5. 留学先願書
 6. 留学先大学案内及びシラバス・履修要項、留学先学年暦等
 7. 留学先入学許可書（写し）（※認定校留学承認後に提出すること）
 8. 本学成績証明書
9. 提出期限 入学を希望する大学や留学斡旋業者等への願書の出願締切の2ヶ月前までに申請書類一式を提出すること。なお、提出に先駆けて、申請書提出の3ヶ月前までに指導教員等に相談すること。
10. 認定審議 提出された書類に基づき大学の国際交流研究センターにおいて行う。
11. 奨学金 本学がパートナーシップ協定を締結するJSAFの学部プログラムを利用して留学を行う場合は、同法人より奨学金が提供される。
12. 保険 認定校留学制度での留学を行う学生は、必ず海外留学保険に加入するものとする。
13. その他
 - ・授業料については、留学先大学及び本学双方に支払う必要がある。
 - ・認定校留学承認後は、交換留学制度に準じ所定の留学手続きが必要となる。（壮行式、オリエンテーション等参加、学内諸手続き等）

-参考-

○留学までのスケジュール例（9月留学、2月末入学願書提出締切の場合）

～9月	・学生が情報収集を行い、留学先大学を決定。
9月末	・学生が指導教員に認定校留学の相談。 （申請書締切の3ヶ月前まで）
10月～12月	・指導教員等が読み替え科目等についての確認及び指導を行う。
12月末	・学生が国際交流研究センターに認定校留学申請書を提出。 （出願締切の2ヶ月前まで）
1～2月	・国際交流研究センターにて認定校留学の承認。
2月末	・学生が留学先大学等に入学願書提出。
5月	・入学許可
6～8月	・入学手続き、渡航準備（航空券手配、ビザ申請等）
9月	・留学開始。

【一般財団法人日本スタディ・アブロード・ファンデーション（JSAF）が提供するプログラム留学】

参考 URL: <http://www.japanstudyabroad.org/>